

宿泊利用補助

令和5年9月30日のご利用分まで

対象者	組合員及び被扶養者（小学生以上）
補助額	○アウィーナ大阪、花のいえ 組合員：4,000円 被扶養者：3,300円 ●その他の対象施設 組合員：3,000円 被扶養者：2,500円
補助回数	○アウィーナ大阪、花のいえ 各施設 月3回まで *組合員、被扶養者それぞれ上記回数まで ●その他の対象施設 年間3回まで *組合員、被扶養者それぞれ上記回数まで
利用方法	○アウィーナ大阪、花のいえ 利用当日、施設へ利用者分の組合員証又は被扶養者証を提示 ●その他の対象施設 利用当日、施設へ利用者分の組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、事前に支部から発券された補助券を提出（*） *大阪支部での補助券の発券は、令和5年9月29日（金）必着分までです。（窓口及び郵送申請いずれも9月29日必着分まで） 大阪支部で発券された補助券は、令和6年3月31日まで補助券に記載の施設にて利用可能です。



令和5年10月1日以降のご利用から

対象者	組合員及び被扶養者（小学生以上）
補助額	アウィーナ大阪、花のいえ、その他の対象施設（※） 組合員・被扶養者一律3,000円
補助回数	令和5年10月1日以降の補助対象施設のうち、 令和5年10月1日～令和6年3月31日の半年間で6回まで 令和6年度からは1年度内12回 *組合員、被扶養者合わせて上記回数まで
利用方法	支部ホームページの組合員専用ページにログインし、組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ利用者分の組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出

（※）令和5年10月1日より補助対象施設を変更します。

対象施設はこちら [📄 令和5年10月1日以降の宿泊補助券発券対象施設一覧](#)

*令和5年9月30日までの対象施設に、今年度内（令和6年3月31日まで）に宿泊する場合、令和5年9月29日必着分までは大阪支部で補助券の発券を行いますので、必要書類を支部へ持参又は送付してください。

交付を受けた補助券は、令和6年3月31日まで補助券に記載の施設にて利用可能です。

（注）また、令和5年10月1日以降は、大阪支部で補助券の発券を行わないため、現在お手元にある補助券の「利用施設名」を変更したい場合も9月29日（金）までに支部あてに差替え申請又は補助券の訂正依頼をお願いします。